

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
保育士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）保育士修学資金等貸付規程第11条の規定に基づき、保育士養成施設に在学する者に修学資金を貸付け、もって質の高い保育士の養成確保に資することを目的とし、その修学資金の貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付対象は、次の各号に該当する者とする。なお、重複して貸付けを受けることはできないものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の内、沖縄県内の養成施設であって保育士を養成する学科及びコース（卒業時に保育士となる資格を有する）に在学する者とする。
- (2) 養成施設を卒業後、沖縄県内等（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）の指定された施設等において保育士の業務に従事しようとする者とする。なお、雇用形態は正規、非正規（常勤または非常勤）及び派遣職員を対象とする。
- (3) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる者とする。
- (4) 生活保護世帯の者及び生活保護世帯に準ずる経済状況にある者については、養成施設の入学前に貸付けの対象とすることができるものとする。

(保育士の業務)

第3条 この貸付要領において、保育士の業務とは、保育士養成施設を卒業後に、指定された施設等において保育士として児童の保護等の業務に従事することをいう。

(修学資金の資金種類及び貸付額)

第4条 修学資金等の資金種類及び貸付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 修学費 月額50,000円以内〔総額1,200,000円以内〕
- (2) 入学準備金 200,000円以内
- (3) 就職準備金 200,000円以内
- (4) 生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる金額以内

2 生活費加算の貸付けを受けようとする者は、第3条に規定する者であって、貸付申請時において申請者の属する世帯の主が次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護受給世帯の者
- (2) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

3 生活費加算において、貸付月額は、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、修学費（月額50,000円以内）を貸付けずに、生活費加算分のみ貸付けることはできない。なお、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や、生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

4 第2条各号の対象者であって月額を貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。

この場合において就職準備金のみの貸付対象者については、本要領における他の貸付対象者と同様に扱うものとする。

（貸付期間及び利子）

第5条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、原則として2年間とする。ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、第4条第1項第1号に規定する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とする。なお、病気等の真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めることとする。

2 修学資金の利子は、無利子とする。

（貸付けの申請）

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の書類を本会会長に提出しなければならない。

（1）申請書（第1号様式）

（2）養成施設の長の推薦書（第2号様式）

（3）住民票（申請者）

（4）養成施設の在学証明書

（5）申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く。）及び連帯保証人の所得証明書等

（6）中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者。以下同じ。）にあっては、離職したことを証明する書類。

（7）他の貸与機関から奨学金等を借入している者にあつては、借入額が記載されている書類の写し。

（8）生活費加算を申請する者については、第4条第2項第1号に規定する者は生活保護受給証明書、第4条第2項第2号に規定するものは前年度又は当該年度において当該措置を受けたことを証明する書類。

（9）その他、本会会長が必要と認める書類

2 養成施設の入学前に貸付申請をする者が生活保護世帯又は生活保護世帯に準ずる経済状況にある者の場合には、以下の書類等を本会会長に直接提出するものとする。

（1）生活保護世帯の場合

①養成施設からの推薦書に替えて、申請者が高校生の場合は高校の調査書又は内申書、それ以外の者の場合は、養成施設への修学意欲、資格取得後の保育分野での就労意思等の確認書（第17号様式）

②福祉事務所が発行する生活保護受給証明書

③貸付けによる自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書（第18号様式）

（2）生活保護世帯に準ずる経済状況にある者の場合

①養成施設からの推薦書に替えて、申請者が高校生の場合は高校の調査書又は内申書、それ以外の者の場合は、養成施設への修学意欲、資格取得後の保育分野での就労意思等の確認書（第17号様式）

②第4条第2項第2号のいずれかに該当することが確認できる書類

（連帯保証人）

第7条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により保証能力に支障があると認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

3 申請者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所に入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、前項の規程によらず、法定代理人以外の者を連帯保証人として立てることができるものとする。

4 契約後、連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、連帯保証人変更・追加申請書（第15号様式）を本会会長に提出しなければならない。

5 本会会長は、前項に規定する申請があったときには、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（貸付審査会の設置）

第8条 適正な貸付けを行うため、貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置し、貸付けの可否の審査を行い、本会会長へ報告するものとする。なお、審査会の運営方法等については、本会会長が別に定めるものとする。

（審査結果の通知）

第9条 本会会長は、前条の審査会の報告を受け、貸付けの可否を決定し、通知するものとする。

2 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に申請者に貸付内定を通知するものとする。なお、本会会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否について、福祉事務所長に対し報告するものとする。また、貸付内定を受けた者は、養成施設へ入学後に、在学証明書を本会会長に提出しなければならない。

（貸付けの契約）

第10条 貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる書類を前条の通知を受けた日から14日以内に本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 消費貸借契約書 (第3号様式)
- (2) 振込口座申請書 (第4号様式)
- (3) 印鑑登録証明書 (借受人、法定代理人、連帯保証人)
- (4) 他の貸与機関から奨学金等を借入している者にあつては、当該貸与機関を辞退又は減額したことを証明する書類
- (5) 生活保護受給世帯の者であつて、生活費加算を受ける者にあつては、借受人の生活保護受給廃止を証明できる書類の写し
- (6) その他、本会会長が必要と認める書類

2 特段の事情がなく第1項に規定する期間内に前2項の当該書類の提出がない借受人は、修学資金の貸付けを辞退したものとみなすものとする。

(貸付金の交付)

第11条 本会会長は、借受人から前条に規定する書類の提出があつたときは、当該貸付決定に係る修学資金 (以下「貸付金」という。) を交付するものとする。

- 2 貸付金の交付は、分割の方法により交付する。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。
- 3 貸付金の交付前には、借入継続意思等確認報告書 (第5号様式) により、借受人が在学していることを確認するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第12条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になり、進級又は正規の修学期間内での卒業ができないと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 本会会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの貸付けを行わず、休止するものとする。この場合において、既に交付された貸付金があるときは、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として交付されたものとみなす。

3 借受人は、前項に該当する事由が生じたときには、在学する養成施設の長の承認を得た休学・復学等届 (第7号様式) を直ちに本会会長に提出しなければならない。なお、第1項第4号に該当する場合にあつては、連帯保証人は退学・辞退届 (第8号様式) 及び死亡届 (第16号様式) に当該事実を証明する書類を添えて本会会長に提出しなければならない。また、第1項第1号及び第5号に該当する場合にあつては、借受人は退学・辞退届 (第8号様式) を本会会長に提出しなければならない。

4 本会会長は、前項に規定する届出があつたときは、契約の解除及び修学資金の返還等について通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に従事し、かつ5年間引き続きこれらの業務に従事したとき。なお、非常勤職員及び派遣職員として勤務する場合は、沖縄県内等の施設等において1,825日以上雇用され、保育士の業務に週20時間以上従事し、その従事した期間が900日以上でなければならない。

(2) 沖縄県内の過疎地域若しくは離島において当該業務に従事した場合又は借受人が中高年離職者（以下「中高年離職者等」という。）であって当該業務に従事した場合は、3年間（在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上）で貸付金の返還の債務を免除するものとする。

< 沖縄県内の過疎地域 >

国頭村、大宜味村、東村、伊平屋村、伊是名村、本部町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町、南大東村、宮古島市、多良間村、与那国町

< 沖縄県内の離島 >

伊平屋村（伊平屋島、野甫島）伊是名村（伊是名島、具志川島、屋那覇島）伊江村（伊江島）本部町（水納島）うるま市（津堅島）南城市（久高島）栗国村（栗国島）渡名喜村（渡名喜島）座間味村（座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島）渡嘉敷村（渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島）久米島町（久米島、硫黄島、奥武島、オーハ島）北大東村（北大東島）南大東村（南大東島）宮古島市（宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島）多良間村（多良間島、水納島）石垣市（石垣島、小島）竹富町（竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地、下地）、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島）与那国町（与那国島）

(3) 前号において、沖縄県内等における過疎地域で連続した業務に従事した期間が3年を満たさず、過疎地域外で当該業務に従事した場合には、過疎地域及び過疎地域以外における業務従事期間が通算5年でなければならない。

(4) 第1号及び第2号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 当該資格の登録を行った者が、保育士の業務に従事することができなかった場合であって、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の業務以外の職種に採用された者については、借受人からの業務従事意思確認書（第12号様式）に基づき当該業務に従事する意思があると認められた場合は、「養成施設を卒業した日から1年以内」を「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。

3 従事先施設等の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、沖縄県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することとする。

4 借受人は、第1項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

5 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間

(2) 沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと会長が認める事由がある場合

2 借受人は、前項の各号のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、返還猶予申請書（第10号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により債務を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

(3) 2年以上沖縄県内等において指定された施設等において保育士の業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。ただし、貸付けを受けた期間以上、保育士の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者については適用しない。

2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

4 裁量免除の額は、沖縄県内等の施設において保育士の業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数の2分の5（第13条第1項第2号に規定する中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみの貸付けを行った場合の裁量免除の額は、沖縄県内等の施設において保育士の業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については36）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還)

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から債務を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録をせず、又は沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に従事しなかったとき。
- (3) 沖縄県内等において指定された施設等において保育士の業務に従事する意思がなくなったとき。(業務従事届(第9号様式)の未提出の場合も含む。)
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還期間及び返還方法)

第17条 前条の債務の返還期間は、貸付期間の3倍以内とする。ただし、貸付期間中の留年及び休学期間を除く。

2 前条の債務の返還方法は、月賦払いとし、支払金額は、債務額を支払月で割り出した金額とする。ただし、割り切れない端数額は最終回に振り分けるものとする。

(従事期間)

第18条 貸付金の返還免除及び猶予期間となる従事期間については、沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数として取り扱うものとする。

(延滞利子)

第19条 本会会長は、借受人が正当な理由がなく、債務を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない小額なものと認められるときは、当該延滞利子を免除することができるものとする。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該書類を直ちに本会会長に届出なければならない。

- (1) 借受人が養成施設を卒業したときは、卒業証明書の写し
- (2) 借受人が保育士登録をしたときは、保育士登録証の写し
- (3) 借受人が沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に従事したときは、業務従事届(第9号様式)
- (4) 借受人が業務従事先を変更したときは、業務従事届(第9号様式)及び業務従事期間証明書(第11号様式)
- (5) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があったときは、住所・氏名・連絡先等変更届(第6号様式)
- (6) 借受人が業務従事期間中に休職又は復職したときは、休職・復職届(第13号様式)

2 本会会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めることができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 本会会長及び養成施設は、修学資金に基づく一切の個人情報を申請者（借受人）と連帯保証人の不利益とならないよう取り扱わなければならない。ただし、業務上必要な最低限度の範囲内において、相互に情報を交換・共有できるものとする。

(様式)

第22条 保育士修学資金貸付に係る申請及び届出書類の様式は、次のとおりとする。

- 第1号様式 貸付申請書
- 第2号様式 推薦書
- 第3号様式 消費貸借契約書
- 第4号様式 振込口座申請書
- 第5号様式 借入継続意思等確認報告書
- 第6号様式 住所・氏名・連絡先等変更届
- 第7号様式 休学・復学等届
- 第8号様式 退学・辞退届
- 第9号様式 業務従事届
- 第10号様式 返還猶予申請書
- 第11号様式 業務従事期間証明書
- 第12号様式 業務従事意思確認書
- 第13号様式 休職・復職届
- 第14号様式 返還免除申請書
- 第15号様式 連帯保証人変更・追加申請書
- 第16号様式 死亡届
- 第17号様式 修学意欲・就労意思確認書
- 第18号様式 貸付申請に係る福祉事務所の意見書
- 第19号様式 貸付可否の福祉事務所への報告書

(雑則)

第23条 この貸付要領の施行に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この貸付要領は、平成26年3月18日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成27年2月17日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日より適用する。
- 2 改正前の貸付要領に基づき決定した貸付金の交付は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年2月22日から施行し、平成29年2月22日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年3月22日から施行し、平成29年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和2年4月2日から施行し、令和2年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和3年8月31日から施行し、令和3年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和5年6月21日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和6年3月12日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和7年1月30日から施行し、令和6年12月17日より適用する。
- 2 この要領の適用以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和7年3月25日から施行し、令和7年4月1日より適用する。
- 2 この要領の適用以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日より適用する。
- 2 この要領の適用以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

返還の債務の当然免除にかかる施設及び事業について

1 沖縄県外に所在する施設

- (1) 国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。

2 沖縄県内に所在する施設及び事業

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第3項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - イ (3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同法同条第2項の認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の事業及び同法同条第2項の届出を行ったもの
- (7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (8) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (9) 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (10) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、法第35条第4項の認定又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内

保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成２２年３月２４日医政発０３２４第２１号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設

（１１） 子ども子育て支援法第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和５年６月２７日こ成保第７０号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業